

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)										新条文 (令和4年版)													
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編章節条	項	項以下	改訂理由	
1	1	0	0	0	0	1	第1編			1	0	0	0	0	1	第1編			1	0	0	0	
1	1	1	0	0	0	1	第1章			1	1	0	0	0	1	第1章			1	1	0	0	
1	1	1	1	0	0	1	第1節			1	1	1	0	0	1	第1節			1	1	1	0	
9	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21			1	1	1	21	0	1	1-1-1-21			1	1	1	21	
9	1	1	1	21	4	1				1	1	1	21	4	1				1	1	1	21	諸法令の改定にともなう
9	1	1	1	21	5	1				1	1	1	21	5	1				1	1	1	21	諸法令の改定にともなう
12	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30			1	1	1	30	0	1	1-1-1-30			1	1	1	30	
12	1	1	1	30	8	1																	誤謬
12	1	1	1	33	0	1	1-1-1-33			1	1	1	33	0	1	1-1-1-33			1	1	1	33	
12	1	1	1	33	1	1				1	1	1	33	1	1				1	1	1	33	諸基準類の改定にともなう
15	1	1	1	37	0	1	1-1-1-37			1	1	1	37	0	1	1-1-1-37			1	1	1	37	
15	1	1	1	37	6	2				1	1	1	37	6	2				1	1	1	37	諸法令の改定にともなう
18	1	1	1	37	9	1				1	1	1	37	9	1				1	1	1	37	諸法令の改定にともなう
18	1	1	1	39	0	1	1-1-1-39			1	1	1	39	0	1	1-1-1-39			1	1	1	39	
18	1	1	1	39	4	1				1	1	1	39	4	1				1	1	1	39	諸基準類の改定にともなう

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)										新条文 (令和4年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由		
18	1	1	1	39	5	1		5. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	39	5	1		5. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう		
19	1	1	1	39	14	1		14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	39	14	1		14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定にともなう		
20	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	諸法令の遵守	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	諸法令の遵守			
20	1	1	1	41	1	2		(2) 建設業法（令和2年6月改正 法律第37号）	1	1	1	41	1	2		(2) 建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）	諸法令の改定にともなう		
20	1	1	1	41	1	8		(8) 雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）	1	1	1	41	1	8		(8) 雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）	諸法令の改定にともなう		
20	1	1	1	41	1	10		(10) 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	1	1	1	41	1	10		(10) 健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう		
20	1	1	1	41	1	13		(13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）	1	1	1	41	1	13		(13) 出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	17		(17) 道路運送車両法（平成2年3月改正 法律第5号）	1	1	1	41	1	17		(17) 道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	20		(20) 河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	41	1	20		(20) 河川法（令和3年5月改正 法律第31号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	23		(23) 港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	41	1	23		(23) 港則法（令和3年5月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	25		(25) 下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	1	1	1	41	1	25		(25) 下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	26		(26) 航空法（令和2年6月改正 法律第61号）	1	1	1	41	1	26		(26) 航空法（令和3年6月改正 法律第65号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	30		(30) 環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	1	1	1	41	1	30		(30) 環境基本法（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	38		(38) 文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）	1	1	1	41	1	38		(38) 文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	41		(41) 消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	41	1	41		(41) 消防法（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	43		(43) 建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）	1	1	1	41	1	43		(43) 建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	45		(45) 建設工事に係る資材と再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	1	1	1	41	1	45		(45) 建設工事に係る資材と再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	48		(48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	41	1	48		(48) 海上交通安全法（令和3年6月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	50		(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）	1	1	1	41	1	50		(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正 法律第43号）	諸法令の改定にともなう		
21	1	1	1	41	1	51		(51) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	41	1	51		(51) 船員法（令和3年6月改正 法律第75号）	諸法令の改定にともなう		
22	1	1	1	41	1	53		(53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	41	1	53		(53) 船舶安全法（令和3年5月改正 法律第43号）	諸法令の改定にともなう		
22	1	1	1	41	1	55		(55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	41	1	55		(55) 自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号）	諸法令の改定にともなう		
22	1	1	1	41	1	56		(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	41	1	56		(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう		
22	1	1	1	41	1	57		(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	1	1	1	41	1	57		(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう		
22	1	1	1	41	1	60		(60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）	1	1	1	41	1	60		(60) 漁業法（令和3年5月改正 法律第47号）	諸法令の改定にともなう		
22	1	1	1	41	1	63		(63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	1	1	1	41	1	63		(63) 厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう		
22	1	1	1	41	1	64		(64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	41	1	64		(64) 航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号）	諸法令の改定にともなう		
22	1	1	1	41	1	68		(68) 所得税法（令和2年3月改正 法律第8号）	1	1	1	41	1	68		(68) 所得税法（令和3年5月改正 法律第37号）	諸法令の改定にともなう		
22	1	1	1	41	1	70		(70) 船員保険法（令和2年6月改正 法律第2号）	1	1	1	41	1	70		(70) 船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	諸法令の改定にともなう		
22	1	1	1	41	1	71		(71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）	1	1	1	41	1	71		(71) 著作権法（令和3年6月改正 法律第52号）	諸法令の改定にともなう		
22	1	1	1	41	1	72		(72) 電波法（令和2年4月改正 法律第23号）	1	1	1	41	1	72		(72) 電波法（令和3年3月改正 法律第19号）	諸法令の改定にともなう		



## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)										新条文 (令和4年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
86	2	2	13	0	0	1	第13節	その他		2	2	13	0	0	1	第13節	その他		
86	2	2	13	2	0	1	2-2-13-2	合成樹脂製品		2	2	13	2	0	1	2-2-13-2	合成樹脂製品		
87	2	2	13	2	1	1		JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)		2	2	13	2	1	1		JIS C 8430 (硬質 <b>ポリ</b> 塩化ビニル電線管)	JIS名称変更にとまなう	
88	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編		3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編		
88	3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工		3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工		
88	3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
88	3	1	2	0	0	1		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)		3	1	2	0	0	1		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ <b>ポラードの設置便覧 (令和3年3月)</b>	諸基準類の改定にとまなう	
89	3	1	2	0	0	1		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)		3	1	2	0	0	1		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)	諸基準類の改定にとまなう	
89	3	1	2	0	0	1		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)		3	1	2	0	0	1		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年3月)	諸基準類の改定にとまなう	
89	3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種		3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種		
89	3	1	3	2	0	1	3-1-3-2	材料		3	1	3	2	0	1	3-1-3-2	材料		
90	3	1	3	2	4	7		(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合 (支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む) において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合		3	1	3	2	4	7		(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止剤を散布する区間 ②交通量が非常に多い区間 ③海岸に接近する区間 (飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など) ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	諸基準類の改定にとまなう	
90	3	1	3	2	5	2		(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の 550g/ m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/ m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。		3	1	3	2	5	2		(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ77) の77 μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく (HDZ49) の49 μm (膜厚) 以上としなければならない。	諸基準類の改定にとまなう	
92	3	1	3	2	6	2		⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。		3	1	3	2	6	2		⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ49) の49 μm (膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	諸基準類の改定にとまなう	
93	3	1	3	6	0	1	3-1-3-6	小型標識工		3	1	3	6	0	1	3-1-3-6	小型標識工		
94	3	1	3	6	15	1		15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。		3	1	3	6	15	1		15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ77) の77 μm (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ63) 63 μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については (HDZ49) 49 μm (膜厚) 以上としなければならない。	諸基準類の改定にとまなう	
95	3	1	3	7	0	1	3-1-3-7	防止柵工		3	1	3	7	0	1	3-1-3-7	防止柵工		
95	3	1	3	7	3	1		3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の 350g/m <sup>2</sup> (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。		3	1	3	7	3	1		3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ49) の49 μm (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。	諸基準類の改定にとまなう	
100	3	1	3	15	0	1	3-1-3-15	PCホロースラブ製作工		3	1	3	15	0	1	3-1-3-15	PCホロースラブ製作工		
100	3	1	3	15	1	1		1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打込み時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。		3	1	3	15	1	1		1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打込み時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を <b>施工計画書に記載し</b> 、設置しなければならない。	施工計画書に記載することを規定	
107	3	1	3	25	0	1	3-1-3-25	銘板工		3	1	3	25	0	1	3-1-3-25	銘板工		
107	3	1	3	25	3	1		3. 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の <b>製作</b> 年月を記入しなければならない。		3	1	3	25	3	1		3. 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の <b>完了</b> 年月を記入しなければならない。	施工実績を踏まえた規定の変更	

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)										新条文 (令和4年版)													
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編章節条	項	項以下	改訂理由	
113	3	1	3	32	0	1	3-1-3-32			3	1	3	32	0	1	3-1-3-32			3	1	3	32	
117	3	1	3	32	2	12		表3-1-12 線材の品質管理試験の内容 公的試験期間 メッキ付着量 ※2 JISH0401準拠 200巻線に1回		3	1	3	32	2	12		表3-1-12 線材の品質管理試験の内容 公的試験期間 メッキ付着量 ※2 JISG3547準拠 200巻線に1回						諸基準類の改定にともなう
120	3	1	4	4	0	1	3-1-4-4	既成杭工		3	1	4	4	0	1	3-1-4-4	既成杭工						
121	3	1	4	4	13	1		(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格によらなければならない。		3	1	4	4	13	1		(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格によらなければならない。						JIS名称変更にとともなう
121	3	1	4	4	13	2		(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	4	4	13	2		(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう
121	3	1	4	4	13	3		(3) 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	4	4	13	3		(3) 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう
121	3	1	4	4	14	1		14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	4	4	14	1		14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう
142	3	1	6	6	0	1	3-1-6-6	橋面防水工		3	1	6	6	0	1	3-1-6-6	橋面防水工						
142	3	1	6	6	4	1		4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		3	1	6	6	4	1		4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床板面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。						施工上の留意点について規定
171	3	1	7	5	0	1	3-1-7-5	パイルネット工		3	1	7	5	0	1	3-1-7-5	パイルネット工						
171	3	1	7	5	8	1		① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	7	5	8	1		① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう
171	3	1	7	5	8	2		② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	7	5	8	2		② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう
171	3	1	7	5	8	3		③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	7	5	8	3		③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう
181	3	1	10	16	0	1	3-1-10-16	トンネル仮設備工		3	1	10	16	0	1	3-1-10-16	トンネル仮設備工						
181	3	1	10	16	9	1		9. 受注者は、集じん装置の設置にあたっては、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。		3	1	10	16	9	1		9. 受注者は、集じん装置の設置にあたっては、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル(吸入性)粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。						諸基準類の改定にともなう
181	3	1	10	16	10	1		10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m <sup>3</sup> 以下とし、掘削断面が小さいため、2mg/m <sup>3</sup> を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m <sup>3</sup> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。		3	1	10	16	10	1		10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m <sup>3</sup> 以下とし、掘削断面が小さいため、2mg/m <sup>3</sup> を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m <sup>3</sup> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。						誤植
200	3	1	12	7	0	1	3-1-12-7	橋梁用防護柵製作工		3	1	12	7	0	1	3-1-12-7	橋梁用防護柵製作工						
200	3	1	12	7	1	2		② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。		3	1	12	7	1	2		② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ77) の77 μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく (HDZ49) の49 μm (膜厚) 以上としなければならない。						諸基準類の改定にともなう

# 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)											新条文 (令和4年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
219	4	0	0	0	0	1	第4編	河川編	4	0	0	0	0	1	第4編	河川編					
232	4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管					
232	4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
232	4	3	2	0	0	2		国土交通省 河川砂防技術基準 (令和元年7月)	4	3	2	0	0	2		国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月)	諸基準類の改定にともなう				
232	4	3	2	0	0	4		国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和2年3月)	4	3	2	0	0	4		国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
232	4	3	2	0	0	5		国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和元年10月)	4	3	2	0	0	5		国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
238	4	4	0	0	0	1	第4章	水門	4	4	0	0	0	1	第4章	水門					
238	4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
238	4	4	2	0	0	8		国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和2年3月)							削除	誤植					
238	4	4	2	0	0	9		国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和元年10月)	4	4	2	0	0	9		国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
238	4	4	2	0	0	10		国土交通省 機械工事塗装要領 (案)・同解説 (平成22年4月)	4	4	2	0	0	10		国土交通省 機械工事塗装要領 (案)・同解説 (令和3年2月)	諸基準類の改定にともなう				
249	4	5	0	0	0	1	第5章	堰	4	5	0	0	0	1	第5章	堰					
249	4	5	1	0	0	1	第1節	適用	4	5	1	0	0	1	第1節	適用					
249	4	5	1	0	5	1		5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「 <b>機械工事共通仕様書 (案)</b> 」(国土交通省、令和2年3月)の規定による。	4	5	1	0	5	1		5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「 <b>機械工事共通仕様書 (案)</b> 」(国土交通省、令和3年3月)の規定による。	諸基準類の改定にともなう				
269	4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持					
271	4	8	7	1	0	1	第7節	路面補修工	4	8	7	1	0	1	第7節	路面補修工					
271	4	8	7	2	0	1	4-8-7-2	材料	4	8	7	2	0	1	4-8-7-2	材料					
271	4	8	7	2	3	1		3. 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に <b>設計図書</b> に関して監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。	4	8	7	2	3	1		3. 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に <b>使用材料</b> に関して監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。	誤植				
300	6	0	0	0	0	1	第6編	砂防編	6	0	0	0	0	1	第6編	砂防編					
311	6	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	6	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策					
311	6	3	2	0	0	1	第2設	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2設	適用すべき諸基準					
311	6	3	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)	6	3	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年5月)	誤謬				
315	6	3	7	0	0	1	第7設	地下水排除工	6	3	7	0	0	1	第7設	地下水排除工					
315	6	3	7	4	0	1	6-3-7-4	集排水ボーリング工	6	3	7	1	0	1	6-3-7-1	一般事項					
315	6	3	7	4	1	1		1. 受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。	6	3	7	1	1	1		1. 受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。 <b>集排水ボーリングの推進勾配は、集水した地下水が自然流下可能な勾配とする。</b>	条文の追記				
320	6	4	0	0	0	1	第4章	急傾斜地崩壊防止	6	4	0	0	0	1	第4章	急傾斜地崩壊防止					
320	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
320	6	4	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)	6	4	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年5月)	誤謬				
344	8	0	0	0	0	1	第8編	道路編	8	0	0	0	0	1	第8編	道路編					
352	8	2	0	0	0	1	第2章	舗装	8	2	0	0	0	1	第2章	舗装					
352	8	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
352	8	2	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年11月)	8	2	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ <b>ボラードの設置便覧 (令和3年3月)</b>	諸基準類の改定にともなう				
352	8	2	2	0	0				8	2	2	0	0	20		日本道路協会 <b>舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月)</b>	基準類の追加				
352	8	2	2	0	0				8	2	2	0	0	21		日本道路協会 <b>舗装種別選定の手引き (令和3年12月)</b>	基準類の追加				
356	8	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工	8	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工					
356	8	2	8	1	0	1	8-2-8-1	一般事項	8	2	8	1	0	1	8-2-8-1	一般事項					
356	8	2	8	1	3	1		3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「 <b>防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工</b> 」(日本道路協会、平成28年12月)の規定、「 <b>道路土工要綱 第5章 施工計画</b> 」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員 <b>の承諾</b> を得なければならない。	8	2	8	1	3	1		3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「 <b>防護柵の設置基準・同解説/<b>ボラードの設置便覧 4-1. 施工</b></b> 」(日本道路協会、 <b>令和3年3月</b> )の規定、「 <b>道路土工要綱 第5章 施工計画</b> 」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員 <b>の承諾</b> を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう				

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)											新条文 (令和4年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改訂理由				
371	8	4	0	0	0	1		第4章 鋼橋上部	8	4	0	0	0	1		第4章 鋼橋上部					
371	8	4	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準	8	4	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準					
371	8	4	2	0	0	5		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)	8	4	2	0	0	5		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう				
371	8	4	2	0	0	9		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	8	4	2	0	0	9		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 / ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
371	8	4	2	0	0	11		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)							削除	諸基準類の改定にともなう					
371	8	4	2	0	0	13		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)	8	4	2	0	0	13		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう				
371	8	4	2	0	0				8	4	2	0	0	14		日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	諸基準類の追加				
371	8	4	2	0	0				8	4	2	0	0	15		日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)	諸基準類の追加				
371	8	4	2	0	0				8	4	2	0	0	16		日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年11月)	諸基準類の追加				
377	8	5	0	0	0	1		第5章 コンクリート橋上部	8	5	0	0	0	1		第5章 コンクリート橋上部					
377	8	5	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準	8	5	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準					
377	8	5	2	0	0	8		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	8	5	2	0	0	8		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 / ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
378	8	5	2	0	0				8	5	2	0	0	9		日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	諸基準類の追加				
378	8	5	2	0	0				8	5	2	0	0	10		日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)	諸基準類の追加				
389	8	6	0	0	0	1		第6章 トンネル (NATM)	8	6	0	0	0	1		第6章 トンネル (NATM)					
389	8	6	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準	8	6	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準					
390	8	6	2	0	0	13		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	8	6	2	0	0	13		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
398	8	7	0	0	0	1		第7章 コンクリートシェッド	8	7	0	0	0	1		第7章 コンクリートシェッド					
399	8	7	3	0	0	1		第3節 プレキャストシェッド下部工	8	7	3	0	0	1		第3節 プレキャストシェッド下部工					
399	8	7	3	6	0	1		8-7-3-6 受台工	8	7	3	6	0	1		8-7-3-6 受台工					
399	8	7	3	6	3	1		3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	8	7	3	6	3	1		3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	工種間の整合				
402	8	8	0	0	0	1		第8章 鋼製シェッド	8	8	0	0	0	1		第8章 鋼製シェッド					
402	8	8	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準	8	8	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準					
402	8	8	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月)	8	8	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう				
402	8	8	2	0	0	10		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)							削除	諸基準類の改定にともなう					
402	8	8	2	0	0	18		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	8	8	2	0	0	18		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)	諸基準類の改定にともなう				
403	8	8	5	0	0	1		第5節 鋼製シェッド下部工	8	8	5	0	0	1		第5節 鋼製シェッド下部工					
403	8	8	5	6	0	1		8-8-5-6 受台工	8	8	5	6	0	1		8-8-5-6 受台工					
404	8	8	5	6	4	1		4. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	8	8	5	6	4	1		4. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	工種間の整合				
409	8	10	0	0	0	1		第10章 地下駐車場	8	10	0	0	0	1		第10章 地下駐車場					
409	8	10	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準	8	10	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準					
409	8	10	2	0	0	3		日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)	8	10	2	0	0	3		日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
450	8	15	0	0	0	1		第15章 消雪パイプ工	8	15	0	0	0	1		第15章 消雪パイプ工					
450	8	15	4	0	0	1		第4節 さく井工	8	15	4	0	0	1		第4節 さく井工					
450	8	15	4	2	0	1		8-15-4-2 掘さく工	8	15	4	2	0	1		8-15-4-2 掘さく工					
450	8	15	4	2	0	2		2. ビット径はストレーナ外径より150mm以上大きいものを標準とし、さく井作業中は生粘土・ベントナイト等の泥水により孔壁を保護するものとする。特に地下水の静水圧が高く、崩壊しやすい地層では、設計図書に関して監督員の承諾を得て泥水の比重を増すなどの適切な措置を行う。	8	15	4	2	0	2		2. ビット径はストレーナ外径 (呼径) より150mm以上大きいものを標準とし、さく井作業中は生粘土・ベントナイト等の泥水により孔壁を保護するものとする。特に地下水の静水圧が高く、崩壊しやすい地層では、設計図書に関して監督員の承諾を得て泥水の比重を増すなどの適切な措置を行う。	施工マニュアル等との整合				

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)										新条文 (令和4年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新条文		改訂理由
455	9	0	0	0	0	1	第9編	公園編		9	0	0	0	0	1	第9編	公園編		
455	9	1	0	0	0	1	第1章	植栽		9	1	0	0	0	1	第1章	植栽		
455	9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
455	9	1	2	0	0	2		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和3年7月版)		9	1	2	0	0	2		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和4年4月版)		諸基準類の改定にともなう
459	9	2	0	0	0	1	第2章	施設整備		9	2	0	0	0	1	第2章	施設整備		
459	9	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		9	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
459	9	2	2	0	0	2		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和3年7月版)		9	2	2	0	0	2		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和4年4月版)		諸基準類の改定にともなう
463	10	0	0	0	0	1	第10編	下水道編		10	0	0	0	0	1	第10編	下水道編		
463	10	1	0	0	0	1	第1章	管路		10	1	0	0	0	1	第1章	管路		
463	10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
463	10	1	2	1	0	1		日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 (2009年版) 土木学会 トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (平成18年7月) 日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携 (平成24年度) 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (平成24年7月) 国土開発技術研究センター PCボックスカルバート道路埋設指針 (平成3年10月) 国土開発技術研究センター 鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針 (平成3年3月) 日本下水道協会 下水道土木工事必携 (案) (2014年版)		10	1	2	1	0	1		日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 (2019年版) 土木学会 トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (平成28年8月) 日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携 (令和4年度) 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (平成29年度) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月)  日本下水道協会 下水道土木工事必携 (案) (2021年版)		諸基準類の改定等にともなう